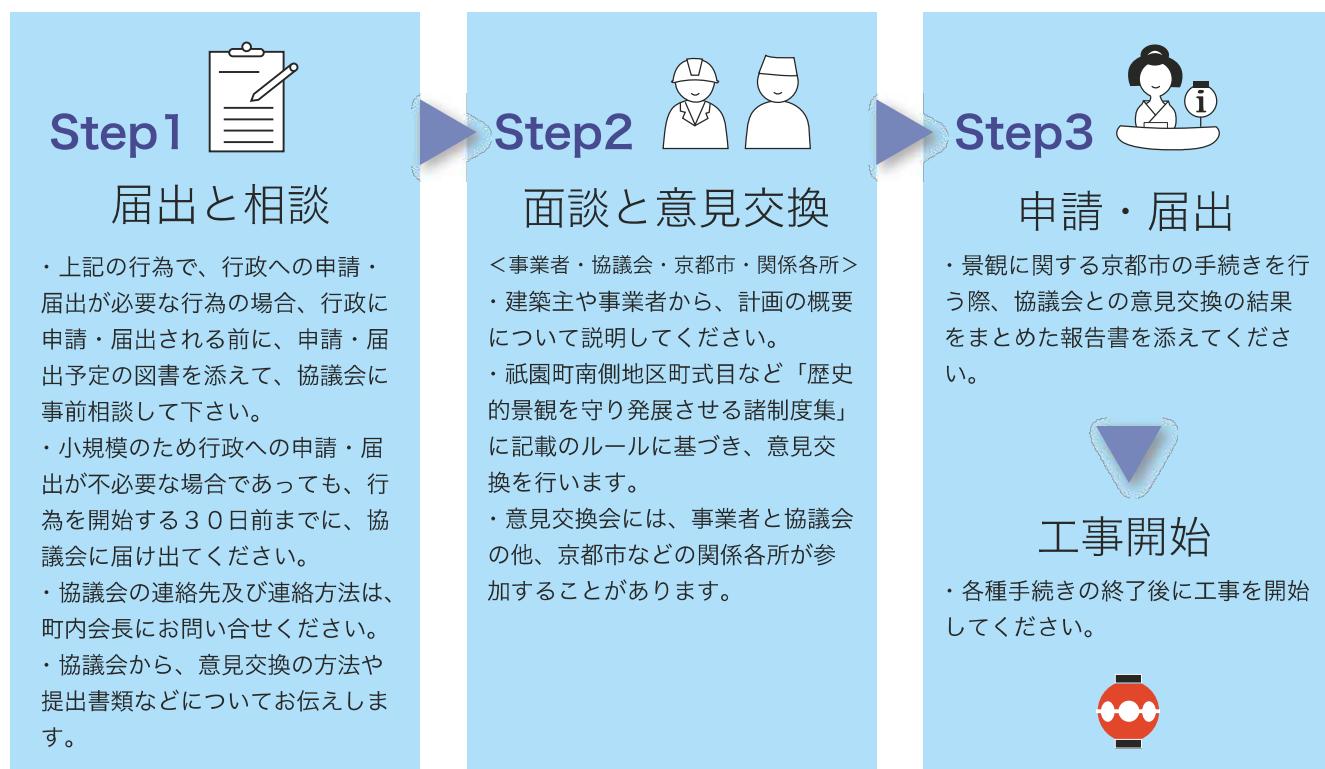
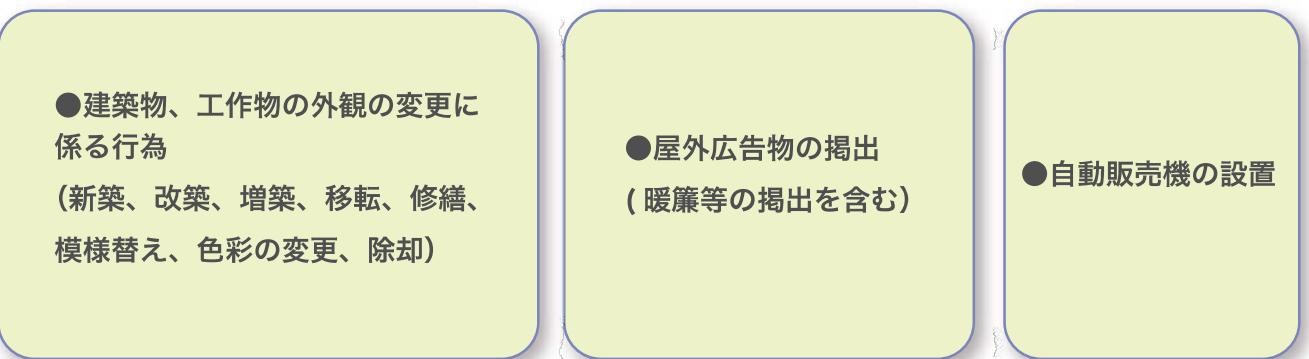


5. 届出や協議が必要な行為とその流れ

- (1) 外観の変更に係る建築行為等に関する事前の届出・協議の手続
協議会の区域で次の行為をされる場合、協議会に届け出て協議してください。



- (2) 区域内への新規入居・新規開業等に関する事前届出
協議会の区域で以下の行為を行う場合は、それぞれの行為をされようとする30日前までに、協議会に届け出してください。

- <届出が必要な行為>
- 地域への新規転入・転出
 - 建物・土地の名義人の変更、賃貸借・譲渡
 - 内装の修繕や改修
 - 営業の新規開店、業者変更、店名、経営者、業者名変更等

問い合わせ先：京都市都市計画局都市景観部景観政策課 TEL:075-222-3397

発行：祇園町南側地区協議会 令和4(2022)年4月発行

<デザイン・編集>京都女子大学生活デザイン研究所 出井豊二

私たちの誇り

祇園町南側地区の

歴史的景観を守り

発展させるために

祇園町南側地区景観づくり計画書



祇園町南側地区協議会



1. 祇園町南側地区の成り立ちと理念

祇園町南側地区は、建仁寺の境内を取り巻くように市街地が形成されています。明治6年に建仁寺の塔頭を整理して町地とし、開発され、花見小路・南園小路・青柳小路・初音小路の町並みが生まれ、教育により女性の自立を支援する女紅場・医療病院・歌舞伎場などの施設も設営されました。

現在は、茶屋様式の町家を主流とした繊細で雅やかな町並み景観が形成されており、こうした祇園町南側地区の町並みは地元住民の誇りであるだけでなく、世界に誇るべき日本の文化遺産でもあります。

新年の始業式、春の訪れとともに開催される都をどり、夏の八朔など、この町の四季の訪れは花街の行事で彩られています。それと同時にここは、生活の場でもあります。朝のかど掃きに始まり、芸舞妓さんも参加する石畳のガム取り清掃、町家を守るための消火訓練など、住んでいる私たちも、訪ねてこられる方々も気持ちよく過ごせるよう、生活空間を向上させようとする思いや行いが、この町の景観を形づくり、維持しています。

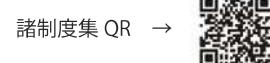
このような当地区の暮らしのよき風習と、祇園町固有の伝統文化に誇りを持ち、当地区固有の町並み景観、良好な暮らしの環境、祇園情緒の継承・発展を進めるため、当協議会の活動を継続・強化し、歴史と伝統と文化の香り高い祇園町の形成に尽力していきます。



2. 祇園町南側地区で皆さんに守って頂きたいこと

理念に基づいて、定めている主な諸制度は、以下のとおりです。

祇園町南側で、暮らし、営む方々は、祇園町南側の理念と各諸制度を尊重していただきますようお願いします。詳しくは、「歴史的景観を守り発展させる諸制度集」に諸制度を記載していますので、詳細は、こちらを参照ください。



<協議会が編纂し総会で採択された制度>

●祇園町南側地区町式目

安全・安心を基本に、快適な町の暮らしの環境の維持・増進を図るため、歴史と伝統のあるこの祇園町で協働生活を営んでいく上での暮らしの作法（ルール）を定めたものです。

●祇園町南側地区景観協定

伝統ある町並みを育てるための建築物や工作物の整備に関する事項について、祇園町に相応しい町並みづくりに貢献してもらうことや、手続きを定めています。

●祇園町南側地区の業種規制

町式目で定めている作法について、具体的な業種を特定し、自主規制として総会で締結したものです。

●祇園町南側の防災・防火規定

火災や地震時などにおける火災予防や人命の安全、被害の軽減のため、自主規制として定めたものです。

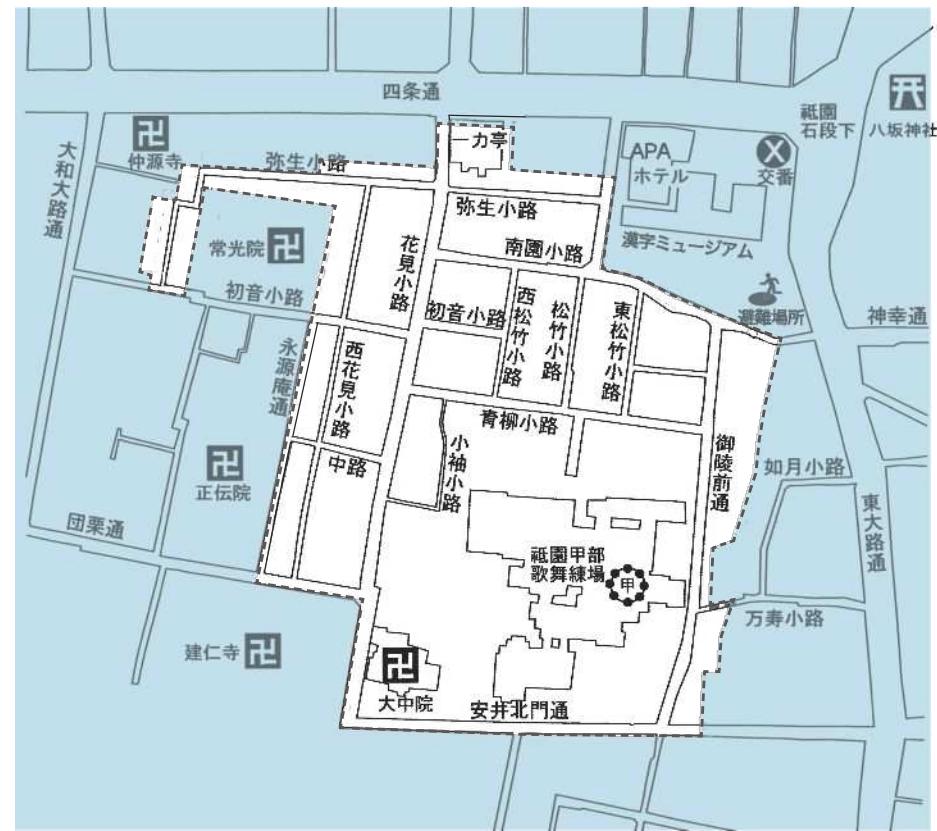
<京都市の条例等で制定されたもの>

「祇園町南歴史的景観保全修景計画」、「京都市市街地景觀整備条例」、「京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例」、「祇園町南側地区地区計画」をはじめとした法令・条例等を遵守してください。

3. 協議会の区域

祇園町南側地区構成町内会（下図のとおり）

花町 花見町 八坂町 有楽町 万寿寺の一部



祇園町南側地区協議会区域

4. これまでの経緯・取組

1996年
美観地区に指定（京都市）
「祇園町南側地区協議会」設立

2004年
「祇園町南側町式目」制定

1999年
「歴史的景観保全修景地区」に指定（京都市）
「祇園町南側景観協定」締結

2011年
地区内私道の石畳美化事業が完成

2001年
花見小路通の電線・電柱の地中化、
石畳美化工事が完成（京都市）
「NPO法人祇園町南側地区まちづくり
協議会」設立

2017年
観光客のマナー問題に取り組む
啓発事業、高札設置等

2002年
「新規業種の規制についての協定」締結
「祇園町南側地区地区計画」を策定（京都市）
建築基準法に基づく3項道路指定（京都市）

